

令和7年4月1日から久米南町に提出いただく  
請求書及び見積書への押印省略が可能になりました。

【押印省略する場合の請求書・見積書のイメージ】

請求書（見積書）

① 令和〇年〇月〇日

② 久米南町長 様

③ 久米南町下弓削〇〇番地〇  
〇〇株式会社 久米南支店  
支店長 久米南 太郎

お振込先：〇〇銀行〇〇支店（普）  
1234567 〇〇(カ)

④ ご請求金額 ￥ 1 2 3 , 4 5 6

⑤ ただし、〇〇業務委託〇月分 として

上記の金額を請求します。

※押印の代わりに記載が必要となる事項

⑥ 発行責任者：〇〇 〇〇（連絡先 086-728-\*\*\*\*）

⑦ 担当者：△△ △△（連絡先 086-728-\*\*\*\*）

あくまでもイメージですので、通常使用されている請求書を使用していただいても構いません。ただし、『①請求年月日、②請求先、③請求者の住所・氏名（法人名及び代表者職氏名）、④請求金額、⑤請求内容、⑥発行責任者氏名・連絡先、⑦担当者氏名・連絡先』は必ず記載してください。

⑥⑦については、本人からの提出書類であることを確認するため、町の担当者から記載の連絡先に連絡させていただく場合があります。

- ・発行責任者とは、代表取締役又は、支店長や営業所長といった社内において権限の委任を受けた役職者を指します。
- ・担当者とは、当該請求に関する事務を担当する者を指します。
- ・発行責任者及び担当者は、同一人物でも差し支えありません。
- ・連絡先は、固定電話番号としてください。固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号としてください。